

目黒区立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成26年2月13日付目教八図第2804号教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、企業・店舗等が、社会貢献活動の一環として目黒区立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度の趣旨に賛同する法人その他の団体又は個人（以下「雑誌スポンサー」という。）が、雑誌の購入費用を負担し、提供した雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の所蔵する雑誌として配架する。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の雑誌カバー（以下「カバー」という。）表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面に広告を掲出することができる。ただし、本項は個人からの申請には適用しない。

3 雑誌スポンサーは、雑誌スポンサーによる社会貢献活動への参加を企業・店舗等で図書館が提供する掲示物を用いて周知することができる。

4 八雲中央図書館長（以下「図書館長」という。）は、図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称等を公表し、顕彰する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

また、本項は個人からの申請には適用しない。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、次の各号に定める業種又は事業者該当する場合はなることができない。

(1) 図書館の公共性又は品位を損なうおそれがあるもの。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法122号)第2条各項に掲げる営業に該当するもの。

(3) 政治・宗教活動、意見広告、個人宣伝及び人材募集に係るもの。

(4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの。

(5) その他スポンサー広告に掲載することが適当でないと図書館長が判断したもの。

(提供雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、図書館が選定した雑誌一覧の中から、提供雑誌を選定する。

(申請方法)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、目黒区立図書館雑誌スポンサー制度申請書（別紙第1号様式）により、図書館長あて申請するものとする。

2 前項の申請には、法人その他の団体は会社概要（業種が分かるもの）を添付して行うものとする。ただし、会社概要をホームページで公表している場合には、添付を省略することができる。

3 提供雑誌に広告の掲出を希望する者は、掲出希望の広告案を添付する。

4 申請は、先着順に随時受け付ける。ただし、第一次募集期間内で同一雑誌に複数の申請があった場合については、以下の順位で優先する。

(1) 目黒区内の企業・店舗

(2) 個人及び目黒区外の企業・店舗

5 申請書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合には、図書館長は当該申請者について雑誌スポンサーの申請がなかったものとみなすことができる。

（雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結）

第6条 図書館長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査し、その結果は目黒区立図書館雑誌スポンサー審査結果通知書（別紙第2号様式及び別紙第3号様式）により通知する。

2 雑誌スポンサーに決定した者は、図書館長と目黒区立図書館雑誌スポンサーに関する覚書を締結する。

3 雑誌スポンサー期間は、4月1日（4月1日以降からの開始の場合は、契約日の翌月の1日）から翌年の3月31日までとする。ただし、覚書期間開始日の翌年の1月31日までに、図書館長又は雑誌スポンサーのいずれかに解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌の購入代金の支払い及び納入）

第7条 提供雑誌は、図書館が別に指定した書店（以下「契約書店」という）から購入するものとする。

2 提供雑誌の購入代金は、覚書に記載した期日までに、契約書店の請求に基づいて雑誌スポンサーが直接支払う。

3 契約書店への支払いは、覚書期間分を一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は年度末に精算する。

4 契約書店への支払いにかかる振込手数料が生じた場合は、雑誌スポンサーの負担とする。

5 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、図書館長及び雑誌スポンサーの双方で協議の上対応する。

6 提供雑誌は、契約書店が図書館に納入する。

(広告の掲出)

第8条 雑誌スポンサー名は、カバーに掲示するほか、図書館ホームページにも掲載する。

- 2 図書館長は、提供雑誌に広告を掲出する場合の適否の判断を行う。この場合において、雑誌スポンサーは、目黒区印刷物等広告取扱要綱（平成14年6月5日付目企企第67号決定）を遵守しなければならない。
- 3 雑誌スポンサー名を表示する位置は、雑誌最新号の表面で雑誌タイトルが隠れないようにし、かつ、配架したときに雑誌スポンサー名が見える位置とする。
- 4 表面の雑誌スポンサー名表示は図書館が作成する。
- 5 裏面に挿入する広告は雑誌スポンサーが作成する。
- 6 提供雑誌の配架場所は、図書館長が決定する。
- 7 広告内容は、図書館長と協議の上、雑誌スポンサー契約期間中4回まで変更することができる。
- 8 広告の掲出期間は、雑誌スポンサー期間と同様とする。

(提供雑誌の所有権)

第9条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、目黒区に帰属する。

(雑誌スポンサーと広告掲載決定の取消)

第10条 雑誌スポンサーに決定した者が、下記の事由に該当することが明らかの場合、図書館長は当該雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
- (2) 目黒区立図書館雑誌スポンサー制度申請書に記載した内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。
- (3) 雑誌スポンサー決定後の状況変化等により第3条に該当したとき。

2 雑誌スポンサーが提供雑誌に掲示した広告の内容が下記の事由に該当することが明らか場合は、図書館長は当該広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 広告内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
- (3) 広告に関連する財産権について、係争があるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月13日から適用する。